

福生市立福生第三中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である。生徒は、学校という小さな社会の中でさまざまな人と接する。つまり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性があり、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

また、学校は生徒が友人や教職員との信頼関係の中で、安心して安全に生活できる場になるよう、思いやりやいたわりをもった集団が形成され、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、各学年が横断的な繋がりをもって情報交換をしたり、生徒の小さな変化を見逃すことのないように対応していく。また、特定の教員だけで対応するのではなく、組織として対応にあたるようにする。

(趣旨)

本校では、生活指導部「学校いじめ対策委員会」(以下、「委員会」という。)が学校におけるいじめの防止に関する措置を実行的に行う。

(構成)

校長、副校長、生活指導主任、生活指導部・特別支援コーディネーター・SC・当該生徒の担任及び学年主任

(必要に応じて、教務主任、教科担当、部活顧問を含める)

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

○いじめについて、学校の中心となって機敏に解決を図っていく。

○いじめ防止等に関する取組の実施(授業や行事など)や年間計画の作成に関すること。

○学校いじめ防止基本方針の検証及び改善に関わること。(学校評価アンケートより)

○教職員への共通理解と意識啓発に関わること。

○生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発に関すること。

○いじめに関する生徒情報の交換や生徒の問題行動の把握、記録に関すること。

○その他いじめに関すること。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組 ～生徒と教職員の信頼関係を基盤として～

○教職員の指導力向上と組織的対応

- ・いじめに関する研修の実施。
- ・生活指導部会（学校いじめ対策委員会）を週1回開催し、情報交換及び取組状況の確認の実施。
- ・職員会議、職員朝会等での情報交換。

○いじめを防止する取組

- ・生徒会、代表委員会等で生徒自らがいじめ防止を推進する。
- ・年3回の全校道徳を実施するなど道徳的实践力を培う取組の推進。
- ・学年・学校行事を通して、互いを思いやり人格を尊重し合う精神を醸成。
- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりの推進。

(2) いじめの早期発見の取組

○授業等の指導場面だけではなく、教師は休み時間も生徒とともにいる体制づくり（校内巡回等）

○年3回、いじめアンケートを実施（6月・9月・2月）

○情報共有シートの活用。

○被害の生徒、周囲の生徒からのいじめの情報の確実な受信。

○学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な情報共有と解決に向けた機敏で組織的な対応。

○保護者・地域・関係機関との連携。

(3) いじめに対する措置

○いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ対策委員会」を中心とした機敏で組織的対応を実施。

○被害者・加害者・周囲の生徒からの聞き取りを実施。

○教職員の共通理解、スクールカウンセラー等の専門家との連携。

○被害者・加害者への丁寧な指導（保護者を含む）

○所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携。

○いじめを起こした個人または集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくり。

(4) 重大事態への対応

- 被害の生徒の保護・ケア
- 加害の生徒への働きかけと保護者連絡及び聞き取り。
- 被害生徒、保護者に対しての調査結果の報告。
- 速やかに所管教育委員会に報告。関係機関・保護者・地域との連携。
- 学校いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止対策推進法に基づく対応の協議。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する内容を含んだ学校アンケートを年2回（7、12月）に実施し、取組に関する検証を学校いじめ対策委員会で行う。

5 その他

- (1) いじめに関する校内研修を実施し、教員としての資質能力の向上に努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、4月の全校保護者会で保護者へ配布する。
- (3) ふれあい月間（6、11、2月）では、全校朝礼や生徒会朝礼でいじめ防止に関することに触れ、いじめの防止に取り組む。

いじめ発生時の対応図

